

○ふじざくら支援学校

- 1 監査実施年月日 平成24年11月17日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年10月
- 3 監査の結果

指導事項 なし

1) 就学援助費(平成23年4月から6月分)において、学用品等購入費のうち通学用品は新入学児童・生徒学用品費等の支給を受けた者は対象とされないが、誤って支給し過払いとなっていた。
注意事項 なし

○かえで支援学校

- 1 監査実施年月日 平成23年11月22日
- 2 監査対象期間 平成22年11月～平成23年8月
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○甲府警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年11月10日
- 2 監査対象期間 平成23年12月20日
- 3 監査の結果

指導事項 なし
1) 平成22年度の待機宿舍(美咲寮)の入居料の算定について、建物の経過年数適用等の錯誤があり入居料が過大に徴収されていた。
注意事項 なし

○南甲府警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 なし
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。
小井川駐在所事務室修繕工事経費弁償金
平成22年度分 200,000円 平成23年度分 120,000円 合計 先教 1件 320,000円
注意事項 なし

○南アゾナス警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年11月2日
- 2 監査対象期間 平成23年12月19日
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○葦崎警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 なし

指導事項 なし
注意事項 1件 (支出1)

○北杜警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年11月2日
- 2 監査対象期間 平成23年12月20日
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○飯沢警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○南部警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年11月8日
- 2 監査対象期間 平成23年12月19日
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○笛吹警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○日下部警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年11月9日
- 2 監査対象期間 平成23年12月20日
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○富士吉田警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

○大月警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年12月15日
- 2 監査対象期間 平成22年9月～平成23年9月
- 3 監査の結果

指導事項 なし
1) 赴任旅費の支給において、移転料の適用に誤りがあり、支給不足となっていた。
注意事項 1件 (契約1)

○上野原警察署

- 1 監査実施年月日 平成23年11月2日
- 2 監査対象期間 平成23年12月16日
- 3 監査の結果

指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

8 平成23年度の定例監査の実施状況
 平成23年度の定例監査の実施状況は、上期公表分（平成23年11月24日発行（山梨県公報号外第九十一号））と今回の結果を合わせ下表のとおりである。

1) 定例監査箇所一覧表
 平成23年度の定例監査対象箇所数は、259所属で、前年度と比較して5所属の増となっている。これは組織改正によるものである。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局	4	1		5
企画県民部	10	6		16
リニア交通局	2			2
総務部	8	3		11
福祉保健部	9	17	1	27
森林環境部	9	6		15
産業労働部	7	8		15
観光部	4	1	1	6
農政部	9	12		21
県土整備部	14	13		27
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	10	50	2	62
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
公安委員会	27	12		39
合 計	122	133	4	259

※参考 平成22年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合 計	118	133	3	254

2) 監査の結果
 平成23年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

平成23年度実施分

区分	A		B							合計
	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他		
指摘事項	4	0	2	0	0	1	0	0	7	
指導事項	85	19	22	18	32	14	0	2	192	
注意事項	12	21	3	11	6	20	14	0	87	
意見	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
合 計	101	40	27	29	39	35	14	2	287	

平成22年度実施分

区分	B		B							合計
	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他		
指摘事項	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
指導事項	68	24	14	51	31	20	2	2	212	
注意事項	4	4	4	14	0	8	12	0	46	
意見	0	0	1	0	12	0	0	1	14	
合 計	72	28	20	65	43	28	14	3	273	

平成23年度と平成22年度との対比 (A-B)

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘事項	4	0	1	0	0	1	0	0	6
指導事項	17	-5	8	-33	1	-6	-2	0	-20
注意事項	8	17	-1	-3	6	12	2	0	41
意見	0	0	-1	0	-11	0	0	-1	-13
合 計	29	12	7	-36	-4	7	0	-1	14

平成23年度 定例監査重点事項実施結果

平成23年度定例監査重点事項について、「平成23年度定例監査重点事項実施要領」に基づき実施した結果は次のとおりであった。

第1 平成23年度重点事項

- 1 公用自動車の管理状況は適正か。
- 2 公共工事における着工前照査は適正か。

第2 「公用自動車の管理状況は適正か。」について

1 選定理由

平成17年4月の旅費制度改正により、県内旅行に係る日当の廃止、旅行雑費の新設等が行われ、公用自動車を使用した旅行の事務処理は大きく変化している。県の公用自動車についても、本庁においては、従来の集中管理方式に加え、各部署幹事課への指定車配置と当該車両の共同利用、出先においては、単独事務所における従前からの個別管理に加え、合同庁舎内所属管理車両の地域県民センターにおける台帳上及び経理上の事務と、各所属における日常の運行管理の事務分担等、公用自動車の管理方法等も変化している。

また、車両自体については、ハイブリッド車等に代表されるエコカーの導入が行われるなど、環境への対応も進んでいるところである。

したがって、公用自動車の稼働状況、運行コスト、修繕・事故の状況等について総合的に調査を行うことにより、本庁・出先間及び各部署間の横断的な比較を含め、公用自動車の管理等が適正に行われているかを重点的に監査し、今後の事務の適正化・合理化に資することを目的として、重点事項としたものである。

2 実施にあたっての着眼点

- (1) 公用自動車に係る事務処理は適正か。
- (2) 公用自動車の使用状況は適切か。
- (3) 公用自動車の安全管理は適正か。

3 実施方法

- (1) 定例監査の中で実施した。
- (2) 別に定めた重点事項調査により、事前に監査対象所属に対し調査を配付し、記入を依頼のうえ監査時に確認し、これに基づき確認票を作成した。
- (3) 重点事項調査の対象は、平成23年3月31日時点で主要備品として原簿に登録されている指定種別の車両とした。

4 監査実施期間

平成23年4月18日から平成24年2月10日まで

5 監査対象所属

監査	査	対	象	重点事項該当所属数		
平成23年3月31日時点	で	主要備品原簿に	登録されている指定種別の車両を	管理している所属又は同日時点	で他所属等において主要備品原簿に登録されている指定種別の車両を実質的に管理している所属	168所属

6 監査対象車両

重点事項調査は、各所属が管理していた平成23年3月31日時点で主要備品原簿に登録されている車両類のうち、備品区分が普通乗用自動車、普通貨物自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車及び軽自動車(集計の都合上、専ら貨物を運ぶための車両は軽自動車(貨物)とした。)を対象(以下「対象自動車」という。)として作成・提出を求めて実施した。なお、備品区分が乗合自動車、自動二輪車、特殊自動車(登録番号88又は00等)、原動機付自転車、その他車両(無札)及び公安委員会に属する所属等が管理する具有車両以外の車両類は対象から除外した。

7 重点事項調査の集計結果

- (1) 重点事項調査に該当があった168所属の主な状況は、次のとおりである。

① 対象自動車数(表1参照)

平成23年3月31日時点で主要備品原簿に登録されていた車両類は1,310台(本庁:334台、出先:976台)であり、所属から提出された重点事項調査に記載された対象自動車数は、対象外とした乗合自動車や特殊自動車等を除いた974台である。

このうち指定管理者に管理を委託している車両等を除く886台(本庁:163台、出先:723台)を集計対象とした。

